



海岸公園（藤塚地区）基本計画

令和5年6月

仙 台 市

目 次

1. 計画の目的	1
1.1 目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
2. 上位計画	3
2.1 海岸公園復興基本構想・基本計画	3
2.2 貞山運河再生・復興ビジョン	4
2.3 仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用方針	5
3. 基本計画	6
3.1 基本方針	6
3.2 ゾーニング計画	7
3.3 アクセス・動線計画	8
3.4 避難の考え方	9
3.5 導入施設計画	10
3.5.1 自然エリア	10
3.5.2 継承エリア	13
3.5.3 にぎわいエリア	14
3.6 基本計画図	18
3.7 整備イメージ	19
4. 運営・管理方法	21
4.1 民間による事業手法	21
4.2 各施設ごとの運営・管理方法	22
5. 整備推進計画	23
5.1 整備主体	23
5.2 整備スケジュール	24
6. 今後の課題	25
7. 参考資料	26
7.1 自然環境	26
7.2 歴史・人文	30
7.3 計画策定に向けた勉強会・検討会	34

1. 計画の目的

1.1. 目的

仙台市東部沿岸地域の海岸公園については、岡田地区、荒浜地区、井土地区、藤塚地区の4つを施設地区とし、東日本大震災後の平成25年に策定した「海岸公園復興基本計画」をもとに整備を行ってまいりました。近年、防災集団移転跡地利活用事業等により民間施設が立地するなど、被災当初から周辺環境が変化しつつあり、隣接する名取市を含めた広域的な連携や回遊性の向上が求められていることから、若林区藤塚地区においては、防災集団移転跡地の一部を「公共利用ゾーン」と位置づけ、貞山運河の利活用も図りながら、周辺の自然環境を活かした自然体験・学びの場等として、新たに公園を整備することとしています。

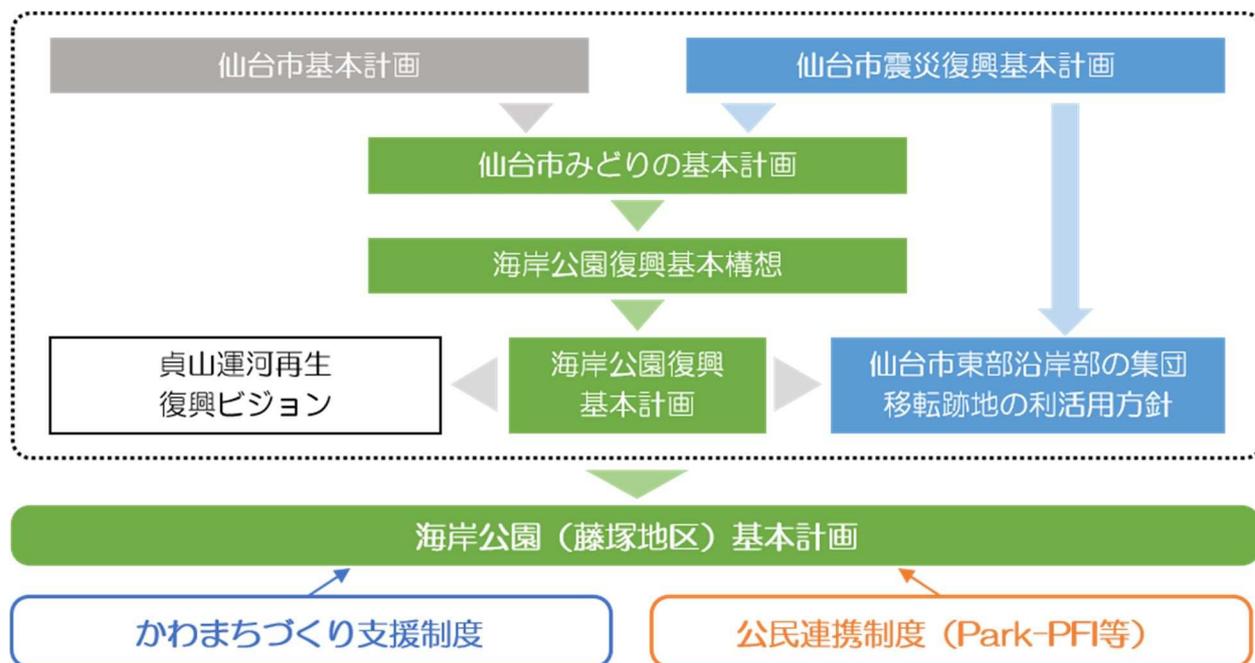
その整備にあたっては、国のかわまちづくり支援制度等を活用し、国や民間事業者と連携したにぎわい創出を検討しております。この度、地域の方々や関係自治体で構成された「藤塚地区にぎわいづくり検討会」での意見等をもとに、「海岸公園（藤塚地区）基本計画案」を取りまとめました。



海岸公園（藤塚地区）基本計画 対象エリア

1.2. 計画の位置づけ

本計画の上位計画にあたる「海岸公園復興基本計画」（平成 25 年 11 月）を基本とし、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用方針」（平成 29 年 3 月）、「貞山運河再生復興ビジョン」（平成 25 年 5 月）との整合を図りながら計画を位置づけます。また、整備にあたっては、かわまちづくり支援制度や Park-PFI 等の公民連携制度を活用しながら、仙台市・国・民間事業者で協働して進めていきます。



計画の位置づけ

2. 上位計画

本計画を策定するにあたり、関連する上位計画の概要を以下のとおりまとめています。

2.1 海岸公園復興基本構想・基本計画

仙台市沿岸部に位置する海岸公園が平成23年の東日本大震災により甚大な被害を受けたことに伴い、平成25年3月に「海岸公園復興基本構想」、平成25年11月に「海岸公園復興基本計画」を策定し、基本構想の3つの基本方針及び基本計画の展開方針を設定しました。藤塚地区においては、自然環境学習の場である「ネイチャーゾーン」として、湿地や干潟などの優れた自然環境について学ぶ地区と位置付けています。

【基本構想の3つの基本方針】

自然と人とのつながりの再構築

自然環境と海辺の景観を再生し、自然と人とのつながりを再構築する。

震災記憶の継承

震災の記憶を継承し、津波防災機能のある公園として再生を目指す。

新たな賑わい・交流の創出

沿岸部の賑わいを取り戻し、新たな交流の場として再生を目指す。



【基本計画の展開方針】

①地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

②津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

③交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり

2.2 貞山運河再生・復興ビジョン

貞山運河再生・復興ビジョンは、歴史的な土木遺産である「貞山運河（木曳堀、新堀、御舟入堀）、東名運河、北上運河」が縦断する仙台湾沿岸地域の復興において目標とする姿やそれを実現するための仕組みについて示し、以下を目標の一部に定めています。

①まちづくりと運河整備の調和

- ・舟運の復活や歴史的な文化・風習（祭事、灯ろう流しなど）等による利活用の促進
- ・歴史ある運河と、風土、自然景観等との調和

②運河群を介した緑地や公園との連携

- ・運河群を介した施設や構想と連携し、統一性のある整備に向けた取組を促進



仙台湾沿岸地域における運河群位置図（貞山運河，東名運河，北上運河）

2.3 仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用方針

沿岸部の防災集団移転促進事業により本市が買い取った土地（集団移転跡地）については、本市の新たな魅力を創出する場としての活用を目指し、意欲ある市民や事業者に自由な発想で主体的に使っていただくことを基本として、多くの方々に親しまれる土地利用に向けた取組みを進めています。

藤塚地区の「公共利用ゾーン」においては、周辺の自然環境を活かした自然体験・学びの場として、海岸公園（ネイチャーゾーン）と連携した自然学習・体験施設や公園、広場等の公共施設の整備を検討していきます。



藤塚地区の概要

3. 基本計画

3.1 基本方針

藤塚地区の基本方針は、海岸公園復興基本構想に示すネイチャーゾーンとしての性格を基本とし、「自然と人とのつながりの再構築」、「震災記憶の継承」、「新たな賑わい交流の創出」の3つを柱として、前項までの整理を踏まえ、以下の基本方針とします。

	基本方針	整備の方向性
自然と人とのつながりの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用 ・ 集いふれあえる自然環境・海浜景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地環境の保全 ・ 環境教育としての観察の場の活用 ・ 四阿等の自然環境・鑑賞施設の導入 ・ 海岸防災林の拡充整備 ・ 自然にふれあえる場の創出 ・ 生態系の解説板の設置 ・ 湿地環境の再現
震災記憶の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波防災を啓発する海辺のモデルとなる公園づくり ・ 地域の歴史や文化・震災の記憶と経験を発信・継承する仕掛けづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災の記憶を伝える安全・安心を確保する避難の丘の整備 ・ 藤塚の地形や地名の継承
新たな賑わい・交流の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり ・ 周辺施設との連携や回遊性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイクルステーションの設置 ・ 親水護岸整備による回遊性の向上 ・ 交流スペースの設置 ・ 民間施設との動線の確保

3.2 ゾーニング計画

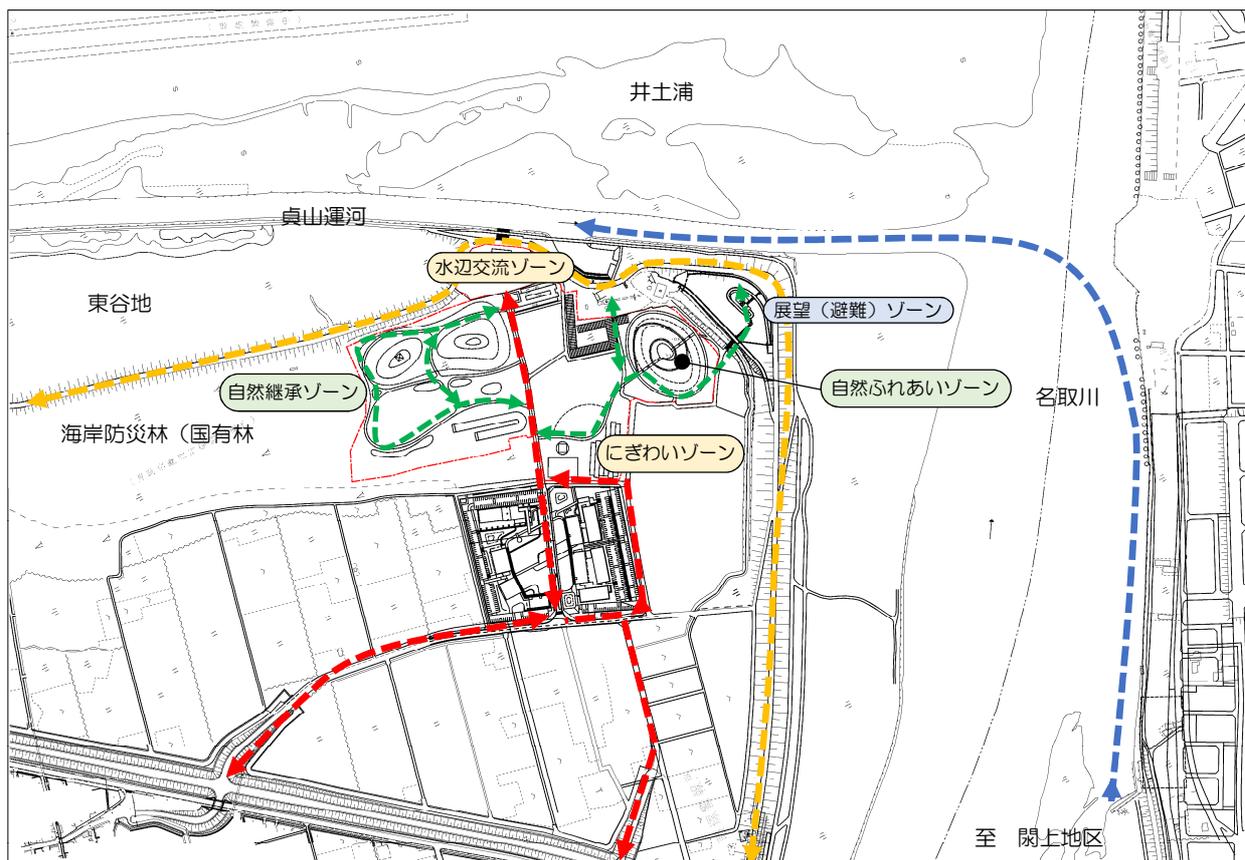
基本方針に基づき以下のゾーンを設定し、導入施設を示します。



記号	凡例	導入施設
自然 エリア	自然継承ゾーン	海岸防災林の拡充、湿地環境の再現、林間アクティビティ
	自然ふれあいゾーン	花畑、生態系の解説板、五感で楽しめる植栽
	自然観察ゾーン	フットパス
継承 エリア	よすがゾーン	藤棚、市道形状の保存、歴史の解説板
	展望(避難)ゾーン	避難の丘(整備済み)
にぎわい エリア	にぎわいゾーン	全天候型遊び場、デイキャンプ場、貞山運河までの移手段、芝生広場
	水辺交流ゾーン	拠点施設(舟運・エコツアー・サイクリング)、親水護岸、オープンカフェ

3.3 アクセス・動線計画

公園内への主動線は、かさ上げ道路（主要地方道 塩釜巨理線）を降りて、温泉・マルシェ複合施設の中央を通り入園する動線、施設を迂回する動線を設定します。来園主動線としては、名取川堤防上を通るサイクリングロードを利用した自転車・歩行者の来園動線を設定します。公園内動線は、自然ふれあいゾーン内を周回する園路、にぎわいゾーンと展望（避難）ゾーンを結ぶ園路、かつての市道の形状をそのまま活かした園路とします。また、水上動線として、対岸の閑上地区から水辺交流ゾーンを結ぶ動線を設定します。

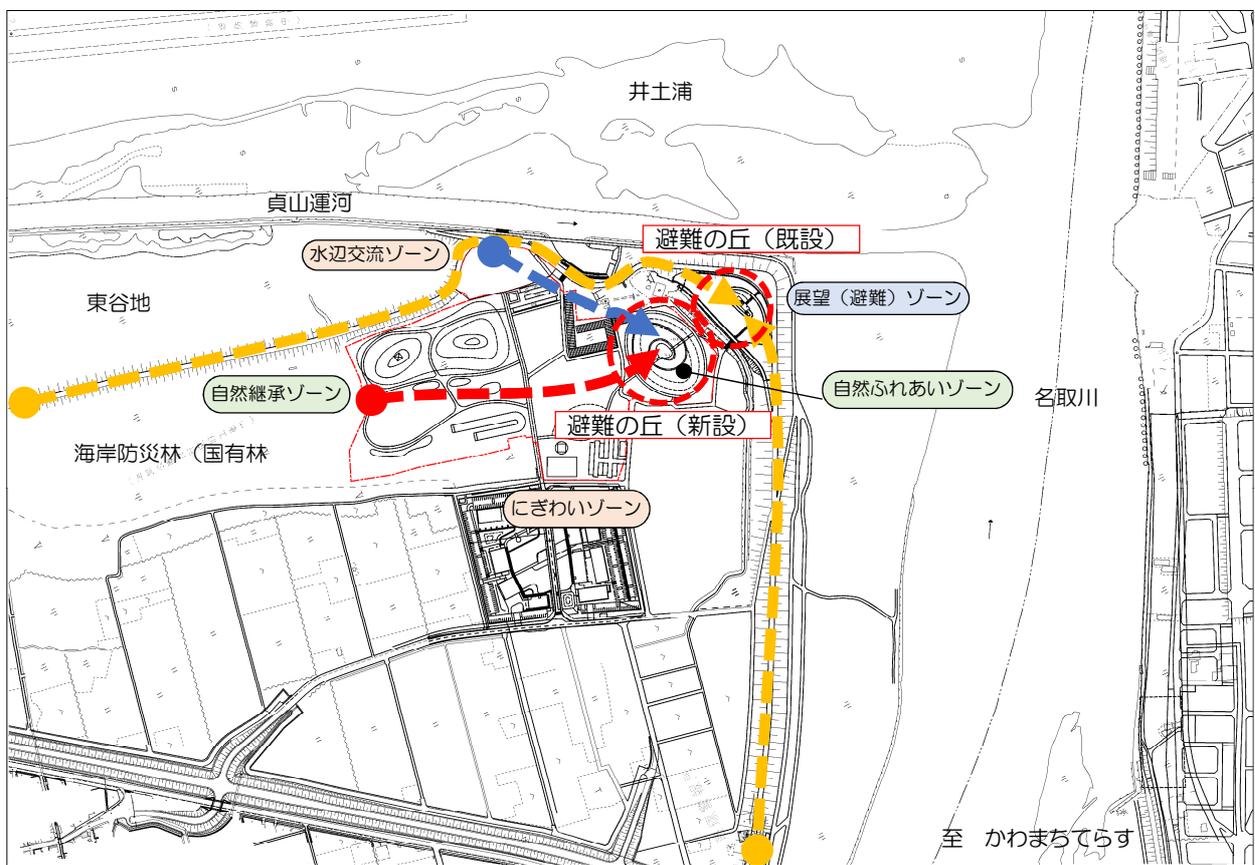


記号	凡例	主な導入施設
←→	主動線	県道、民間商業施設から公園への動線
←→	来園主動線	自動車や自転車による動線。自転車動線は閑上にある名取市サイクルスポーツセンターや、荒浜のレンタルサイクルセンターとの連携
←→	公園内動線	舟運・エコツアー・サイクリングの拠点施設、親水護岸、オープンカフェ
←→	水上動線	カヌー、カヤック、ボート、SUP等の動線 井土浦内の周遊や、閑上の民間商業施設との連携

3.4 避難の考え方

津波避難方法は、「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」（平成 25 年 3 月）において、公園利用者は公園内での避難とされており、避難の丘に避難することになります。既存の避難の丘の収容人数は 70 人で整備しています。この面積は復興基本計画策定時の利用者数予測によるものです。今回の計画で新たににぎわいの拠点となる施設を整備するにあたり、既存の避難の丘の収容人数を超過することから、自然ふれあいゾーン内に新たな避難の丘を整備します。

避難の経路は、公園内各所から避難の丘までが「徒歩による避難可能距離（500m～900m：概ね 15 分程度）の範囲内にあることから、直線的に避難する経路となります。また、サイクリングロード利用者や東谷地・井土浦、水辺交流ゾーンからは河川堤防を経由して避難の丘に行く経路となります。



記号	凡例	避難経路
	公園利用者	公園内各所～避難の丘
	サイクリングロード利用者	サイクリング路～（河川堤防）～避難の丘
	水辺交流ゾーン利用者	水辺各所～（河川堤防）～避難の丘

3.5 導入施設計画

3.5.1 自然エリア

自然エリアは「自然継承ゾーン」、「自然ふれあいゾーン」、「自然観察ゾーン」から構成されます。

- ・ 海岸防災林を公園北側部分に拡充します。
- ・ 海岸防災林内に湿地環境を創出します。
- ・ 林間アクティビティを整備します。
- ・ 公園利用者のための避難の丘を新設し、斜面を花畑として利用します。
- ・ 藤塚地区の生き物観察ができる解説板等を整備します。
- ・ 見た目だけでなく香りや音など、五感で楽しめる植栽を整備します。
- ・ 東谷地にフットパスを整備します。

(1) 自然継承ゾーン

i) 海岸防災林の拡充

項目	内容	
目的	公園北側の国有林と公園敷地内の海岸防災林を連続させ、防災機能を拡充するとともに、東部沿岸地域の原風景である海岸防災林を将来へ継承します。	 <p>海岸防災林イメージ (ふるさとの杜再生プロジェクト)</p>
配置	公園敷地の北側部分を海岸防災林とします。	
内容	クロマツを主体とし、一部をタブノキ等の常緑樹を植栽します。	
機能	災害時の津波軽減効果を発揮するとともに、防風機能を発揮し、二酸化炭素の吸収源となります。	
効果	海岸部に生息・生育する動植物の自然環境が創出されます。	

ii) 湿地環境の再現

項目	内容	
目的	被災前にあった湿地環境を防災林内に再現し、生物の生息環境を創出します。	 <p>震災後に沿岸部で見られた湿地 (出典：海岸公園復興基本計画 H25.11)</p>
配置	海岸防災林内の地盤の低い箇所に配置します。	
構造	防災林の基盤をアンジュレーションのある造成地形とし、雨水が溜まる構造とします。	
機能	環境教育の学習素材となり、地域の自然が学べます。	
効果	海岸部に生息・生育する動植物の自然環境が創出されます。	

iii) 林間アクティビティ

項目	内容
目的	海岸防災林を植樹する際の盛土を利用して、凹凸をつけたマウンテンバイクコースを造成し、子供が自然の中でのアクティビティを楽しめるようにします。
配置	海岸防災林内の全天候型遊び場に近接した箇所に配置します。
構造	造成盛土を利用して、土舗装構造を基本とします。
機能	子供のスポーツ体験の場として利用できます。
効果	公園内に新たなにぎわいの場が創出されます。



林間アクティビティイメージ
(国営アルプスあづみの公園)

(2) 自然ふれあいゾーン

i) 花畑

項目	内容
目的	避難の丘の斜面を利用し、部分的に地域の花や季節の花を植栽し、にぎわい創出と海岸部の景観形成の場とします。
配置	新たに整備する避難の丘の斜面上に植栽します。斜面上の配置は、避難経路を遮断しないよう配慮します。
構造	花の生育基盤を備えます。
機能	災害時は避難場所として利用できます。
効果	地域に自生する草花を植栽することで、自然とふれあう場が創出されます。また、かつて津波被害を受けた土地に鎮魂の意味を込めて花畑を整備することで、地域の歴史を将来へ伝承します。



花畑イメージ

ii) 生態系の解説板

項目	内容
目的	地域の動植物を紹介した解説板を設置します。
配置	園路脇の要所に配置します。
構造	周囲の景観・環境に調和するとともに、耐久性のある構造・素材とします。
機能	環境教育の学習素材となるとともに、地域の自然が学べます。
効果	自然観察会等のイベントの際に解説の補助として活用できます。



生態系の解説板イメージ

iii) 五感で楽しむ植栽

項目	内容
目的	景観だけでなく、香りや風で葉がなびく音など、五感で楽しむ樹種を選定し、植栽します。
配置	自然ふれあいゾーン内の各所に植栽します。
機能	五感で自然とふれ合うことができます。
効果	海岸防災林の単調な植栽だけでなく、四季の移り変わりなどが体験でき、年間を通じて利用者が見込まれます。



五感で楽しむ植栽イメージ

(3) 自然観察ゾーン

i) フットパス

項目	内容
目的	東谷地内に入り、自然観察ができる小道を整備します。
配置	東谷地の干潟部分の中央部からアクセスできる動線とします。
構造	木製のデッキ構造を基本とし、基礎部分は耐久性のある構造とします。
機能	自然観察、野外活動ができる場所となります。
効果	自然観察や地域の新たな自然環境保全の場所として活用できます。



フットパスイメージ

3.5.2 継承エリア

継承エリアは「よすがゾーン」と「展望（継承）ゾーン」から構成されます。

- ・公園のシンボルとして藤棚を整備します。
- ・藤塚地区の歴史や文化を伝える解説板を整備します。
- ・藤塚地区内の道路形状を保存します。

(1) よすがゾーン

i) 藤棚

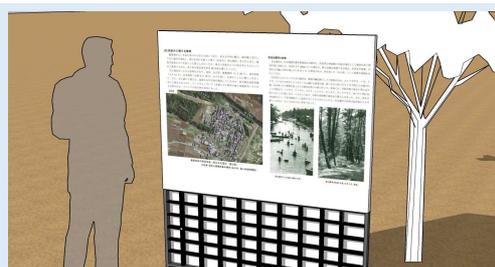
項目	内容
目的	かつて藤塚地区にあった藤塚の藤を藤棚として再現します。
配置	五柱神社東側を取り囲む形状で配置します。
構造	木構造を基本とし、一部の構造部材は耐久性を考慮して鋼構造とします。
機能	藤塚地区の象徴として整備します。
効果	藤塚地区のシンボルであり、地名の由来でもある藤を再現することで、歴史を伝承していく役割を持ちます。また、藤の開花時期には新たにぎわい空間創出が見込まれます。



藤棚イメージ
(天王川公園)

ii) 歴史等の解説板

項目	内容
目的	藤塚の歴史を紹介した解説板を設置します。
配置	五柱神社の付近に配置します。
構造	藤棚と調和した素材・構造とします。
機能	公園利用者へ地域の歴史・文化を紹介します。
効果	地域の歴史・文化が学べる場所となります。



歴史の解説板イメージ

iii) 市道形状の保存

項目	内容
目的	藤塚地区のかつての市道の形状をそのまま残り、公園の園路として活かします。
配置	五柱神社の西側の市道形状を園路として活かします。
構造	公園内園路と同等の構造とします。
機能	藤塚の暮らしを思い起こす場所となります。
効果	かつての藤塚地区の生活道路形状を保存することで、震災前の暮らしや歴史を想起する場所となります。



市道形状の保存イメージ

(2) 展望（継承）ゾーン

すでに避難の丘が整備されており、自然ふれあいゾーンに新設する避難の丘と同様、斜面に花畑を整備します。

3.5.3 にぎわいエリア

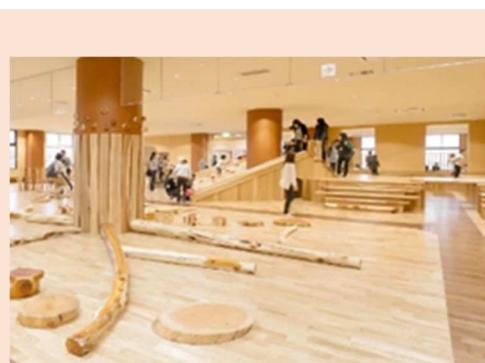
にぎわいエリアは、「にぎわいゾーン」と「水辺交流ゾーン」から構成されます。

- ・ Park-PFI 等の官民連携制度を活用し、民間事業者による全天候型遊び場やデイキャンプの整備、貞山運河までの移動手段確保を検討します。
- ・ かわまちづくり支援制度を活用し、民間事業者によって舟運・エコツアー・サイクリングの拠点となる施設や、オープンカフェを設置します。
- ・ かわまちづくり支援制度により、河川管理者（国）が親水護岸を整備します。
- ・ 堤防上にベンチやトイレを設置します。
- ・ サイクリングロードからのアクセス路を整備します。

(1) にぎわいゾーン

i) 全天候型遊び場

項目	内容
目的	天気に左右されず利用できる屋内型遊び場を公園内に設置します。外装は木材を利用するなど、公園の景観を阻害しないよう配慮します。
配置	公園敷地の西側に配置します。
規模	建物規模：約 1,000 m ²
機能	屋内遊び場を中心として、一部に待合場所、カフェ等の休憩・飲食ができる場所や、屋外に水で遊べる施設の併設を検討します。
効果	一年を通じてにぎわいのある場所となるとともに子育てや子どもの情操教育の場所としても利用できます。



全天候型遊び場イメージ
(仙台市)



水遊び場イメージ

ii) デイキャンプ場

項目	内容
目的	全天候型遊び場に併設してデイキャンプ場を整備します。
配置	全天候型遊び場の東側に配置します。
構造	天然の芝生を基本とした構造とします。
機能	野外活動の場所として利用できます。
効果	アウトドアのニーズに対応します。



デイキャンプ場イメージ
(海岸公園冒険広場)

iii) 貞山運河までの移動手段

項目	内容
目的	貞山運河の拠点までの移動手段を確保します。
配置	公園敷地の中央を横断する園路脇を基本とします。
構造	少人数を輸送できる移動手段を検討します。
機能	水辺交流ゾーンまでの移動手段となります。
効果	高齢者や身障者などの利用者の利便性向上に役立ちます。



移動手段イメージ
(栗原市)

iv) 芝生広場

項目	内容
目的	にぎわいゾーンの中心は様々な遊びやイベントに利用可能な芝生広場を整備します。
配置	にぎわいゾーンの中心に配置します。
構造	天然の芝生を基本とします。
機能	イベントやスポーツなど多目的な機能を有した広場とします。
効果	開放的な空間を演出します。



芝生広場イメージ

(2) 水辺交流ゾーン

v) 拠点施設（舟運・エコツアー・サイクリング）

項目	内容
目的	渡し舟のチケット売り場やサイクリング拠点、井土浦や東谷地で行う自然観察ツアーの拠点を整備します。オープンカフェを併設し、屋上には展望施設を設けます。
配置	貞山運河沿いの側帯上に配置します。
構造	沿岸部の環境に耐える耐久性のある構造とします。河川空間に調和したデザインとします。
規模	建物規模：約 600 m ² （一般的なビジターセンターの規模）
機能	野外活動や舟運の拠点となるとともに、情報発信の機能を持たせます。
効果	河川や干潟を利用する人々の活動拠点として活用できます。



拠点施設イメージ
(温根内ビジターセンター)

vi) 親水護岸

項目	内容
目的	親水護岸は現況地形を利用し、階段護岸と船着場を整備し、既設通路を利用してスロープも整備します。
配置	集団移転跡地利活用方針を踏まえ、海岸公園に隣接した位置とします。既設の船係留場を活用して配置します。
構造	カヌー等の運搬が可能なように、堤防に面した箇所に駐車場を整備します。
機能	船舶の発着だけでなく、貞山運河や井土浦等の海浜景観を楽しめる場としても活用できます。
効果	岡田地区・荒浜地区・井土地区、関上を連携する起点として期待できます。



親水護岸イメージ
(かわまちづくり計画策定の手引き)

3.6 基本計画図

かわまちづくり支援制度適用範囲



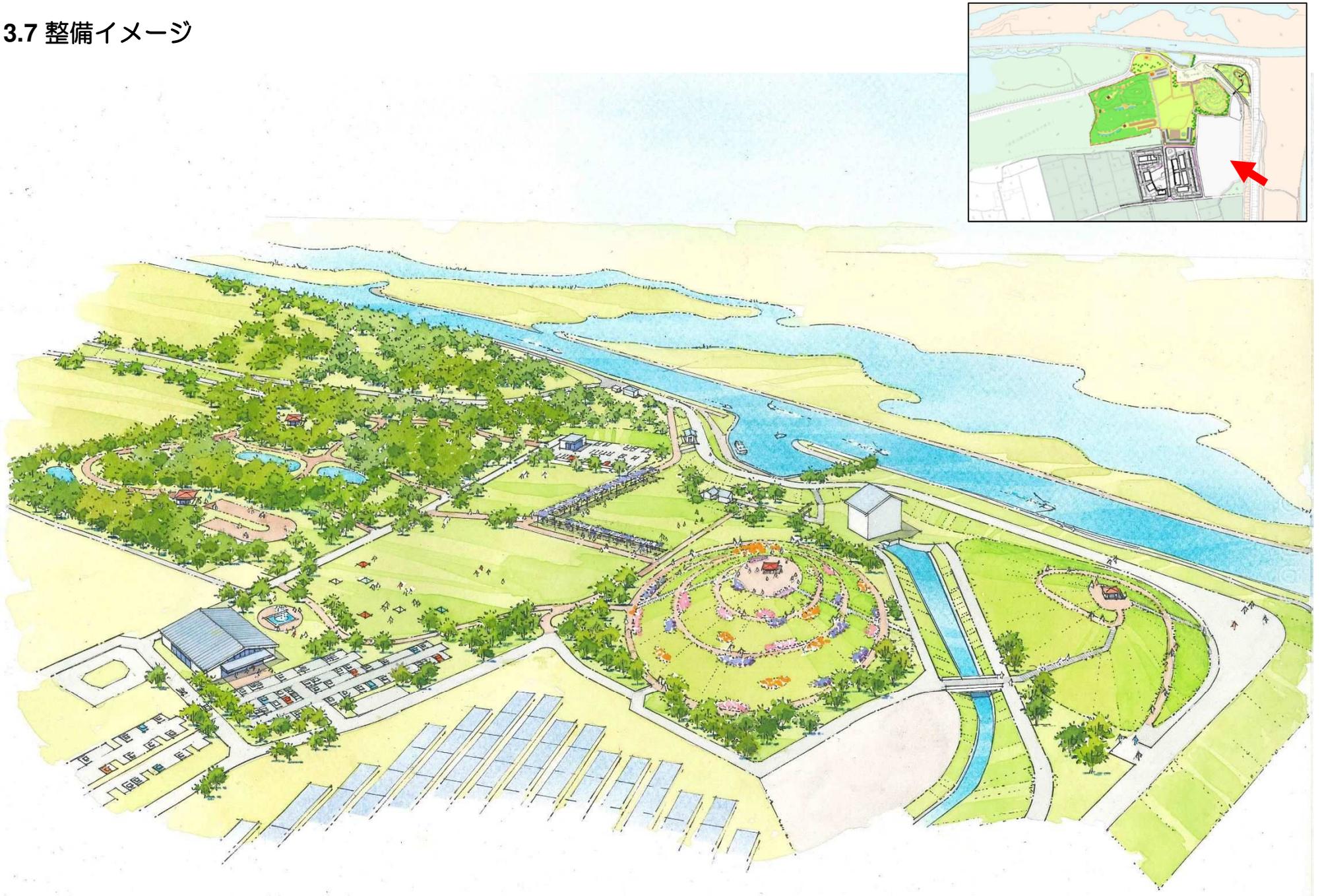
かわまちづくり支援制度適用範囲

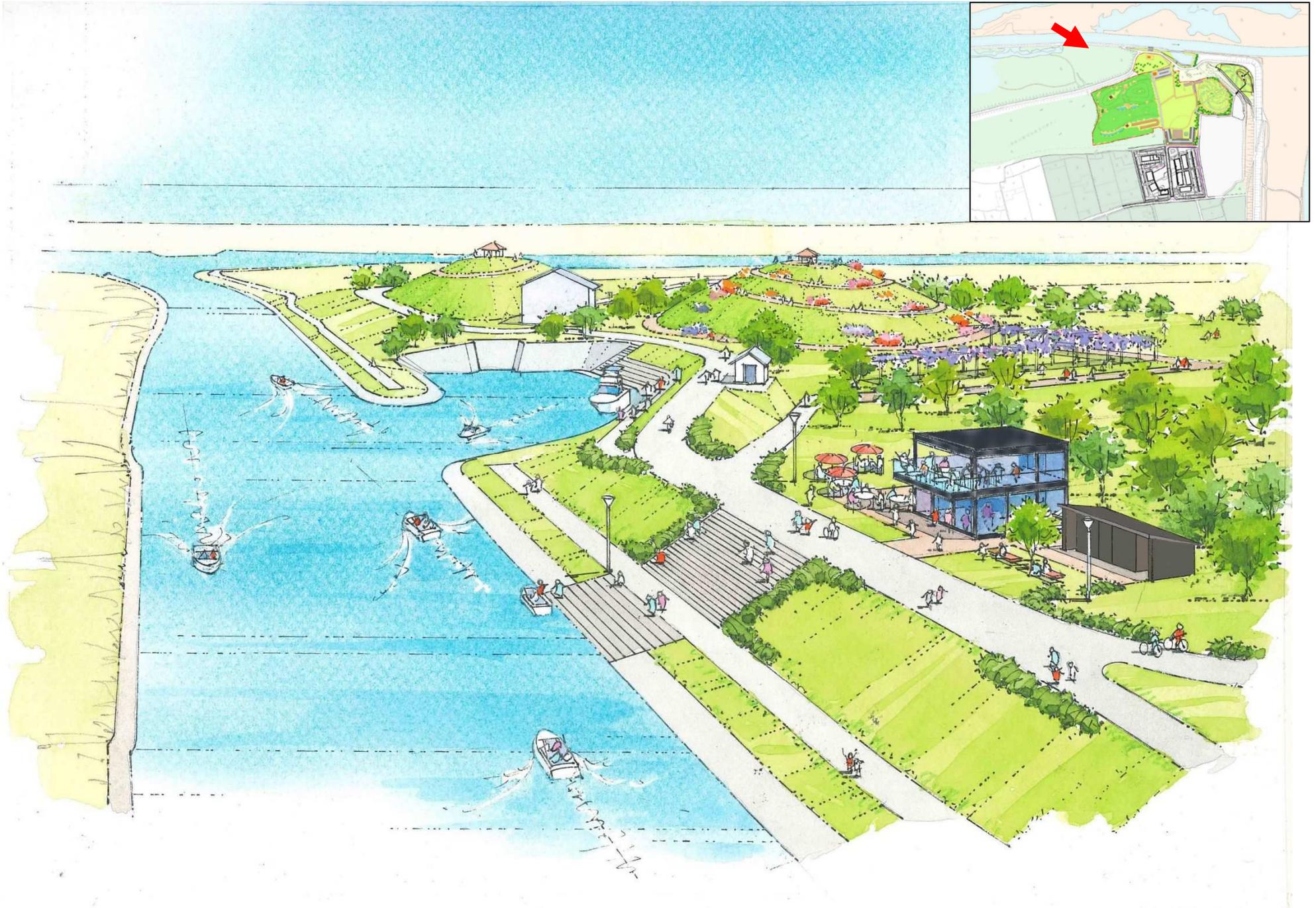


ゾーン		導入施設	整備主体
自然エリア	自然継承ゾーン	1 2 3	仙台市
	自然ふれあいゾーン	4 5 6	
	自然観察ゾーン	7	国土交通省
継承エリア	よすがゾーン	8 9 10	仙台市
	展望(避難)ゾーン	避難の丘(既設)	
にぎわいエリア	にぎわいゾーン	11	仙台市
		12 13 14	民間事業者
	水辺交流ゾーン	15 16	国土交通省
	17		



3.7 整備イメージ





4. 運営・管理方法

公園内施設の運営・管理方法について、施設の性格を考慮して最適な方法を検討します。民間事業者の運営・管理となる場合は、今後、官民事業化検討を進め、民間事業者を選定します。

4.1 民間による事業手法

民間による事業手法は主に以下の手法があります。基本計画時点における施設内容、運営形態を考慮すると、以下の考えとなります。

	方式	評価	考え方
公設・民営	指定管理	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・市が整備を行い、市民意見等を反映させたそのコンセプトをもとに、民間等の管理、運営事業者を公募し、指定管理者制度を活用することで、より効率的・効果的な運営管理が可能。 ・一体的な運営となり、全体のコーディネートが可能。 ・仙台市都市公園条例では、指定管理者制度は有料公園施設にのみに適用されており、改正が必要。
	管理許可	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市が整備を行い、コンセプトをもとに、民間等が管理することで、より効率的・効果的な運営管理が可能。 ・収益が見込める部分は期待できるが、公園全体を対象とするのは難しい。
民設・民営	PFI (BTO、BOT等)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市のPFI活用指針により、整備費用や15年間の維持管理費用など総事業費を検証すると、PFI事業の導入検討施設（総事業費30億円以上）に該当しない。 ・事業者が設計から行うため、行政の意向や市民意見等が反映されにくい。運営に関しては、民間の資金や技術力などのノウハウを活かせる。
	設置許可	△	<ul style="list-style-type: none"> ・条例や規則等、法的な制約により、民間事業者のノウハウが十分に発揮できない可能性がある。 ・設計や施工などに対して、事業者側の意向が多く反映され、行政の意向や市民意見等が反映されにくい手法。 ・民間の資金や技術力などを活かすことが可能。
	Park-PFI	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・全天候型遊び場等の収益施設は、民間による事業実施が可能。参入意欲のある事業者を選定する必要がある。 ・通常の設定管理許可と比較し、許可期間が10年から20年に延長されるため、民間事業者が参入しやすい。

4.2 各施設ごとの運営・管理方法

仙台市以外の主体が関連して整備・運営・管理を行う施設について、以下のとおり検討しています。なお、河川区域内に位置する拠点施設や親水護岸等については、かわまちづくり事業を活用して整備を行います。

(1) 公園整備事業により整備する施設

		全天候型遊び場・デイキャンプ場・貞山運河までの移動手段
整備	整備主体	民間事業者
	整備事業の考え方	①Park-PFIによる整備 ②設置管理許可制度による整備
管理運営	管理運営主体	民間事業者
	管理運営の形態	設置管理許可
	事業者の収入	利用料金
	期間	① 10年～20年 ② 10年

※花畑、林間アクティビティの運営・管理方法については、R5年度に行う官民連携事業化検討の中で決定します。

(2) かわまちづくり事業により整備する施設

		拠点施設（舟運・エコツアー・サイクリング）・オープンカフェ
整備	整備主体	民間事業者
	整備事業の考え方	①河川占用許可準則による占用許可を得て、事業者自らが施設を整備する ②仙台市が占用許可を得て事業者に使用させる
管理運営	管理運営主体	民間事業者
	管理運営の形態	占用許可
	事業者の収入	利用料金
	期間	10年

※親水護岸・フットパスの運営・管理方法については、R5年度に行う官民連携事業化検討の中で決定します。

5. 整備推進計画

5.1 整備主体

基本計画時点で、導入施設を整備する主体は以下を想定しています。

	凡例	導入施設	整備主体
自然エリア	自然継承ゾーン	① 海岸防災林の拡充	仙台市
		② 湿地環境の再現	
		③ 林間アクティビティ	
	自然ふれあいゾーン	④ 花畑	
		⑤ 生態系の解説板	
		⑥ 五感で楽しめる植栽	
	自然観察ゾーン	⑦ フットパス	国土交通省
継承エリア	よすがゾーン	⑧ 藤棚	仙台市
		⑨ 歴史の解説板	
	⑩ 市道形状の保存		
展望（避難）ゾーン	避難の丘（整備済み）		
にぎわいエリア	にぎわいエリア	⑪ 芝生広場	仙台市
		⑫ 全天候型遊び場	民間事業者
		⑬ デイキャンプ場	
		⑭ 貞山運河までの移動手段	
	水辺交流ゾーン	⑮ 拠点施設（舟運・エコツアー・サイクリング）	民間事業者
		⑯ オープンカフェ	
		⑰ 親水護岸	国土交通省

6. 今後の課題

海岸公園（藤塚地区）を整備するにあたり、以下の課題があげられます。

(1) 民間事業者の確保

施設を運営管理する民間事業者を確保するために、今後は官民連携事業化検討や民間事業者を選定するための方針設定、サウンディング調査を実施する必要があります。

(2) 公園までのアクセス路整備

公園に至るまでの接続道路は幅員が狭く、民間施設の敷地を分断しており安全性にも課題があることから、現道の拡幅や、新たなアクセス導線の整備を検討する必要があります。

(3) 自然環境調査

公園区域及び周辺には、震災以前に多様な生物が生息していたことから、整備前の自然環境を調査し、環境の現状を把握するとともに、整備後の自然環境の回復を把握する必要があります。

(4) 拠点間連携

周辺地区の商業施設等との連携方策を検討し、仙台市海岸部全体が広域的レクリエーションのできる場として、広域連携を検討していく必要があります。

(5) 市民活動方策の検討

公園および水辺をフィールドとして活動する市民へ組織づくりやイベント等の開催支援方策を検討する必要があります。